別紙

鳴門市学校施設空調清掃業務仕様書

１．件名

鳴門市学校施設空調清掃業務

２．実施期間

契約締結日～令和９年３月３１日

３．履行場所

鳴門市第一中学校　ほか２３校・園（中学校５校・小学校１２校・幼稚園７園）

４．作業範囲

各学校、幼稚園に設置された空調のフィルター清掃を行う。台数の内訳は別紙②のとおり

５．作業日及び作業時間

冬季・春季休業中に実施。ただし、学校閉庁日は行わない。平日授業日は放課後等学校授業に影響のない時間帯に実施。詳細は学校と協議の上で決定し、各学校及び市教育委員会 教育総務課に事前に報告すること。

６．基本事項

(1) 清掃業務に必要な用具・資材は、すべて受託者の負担とし用品は良質の物とする。

(2) 光熱・水道の利用については、担当者の了解を得て無償で利用できる。

(3) 実施完了確認

作業終了後は必ず完了確認を受けること。

(4)空調機器一覧の更新

空調機器一覧については、昨年度のエクセルデータを市から提供する。データと現状とを比較し、変更等生じている場合には、データの更新を行うこと。

(5)破損個所及び異常の報告

作業中、建物内・工作物・物品等の破損又は破損個所を発見した場合は、直ちに担当者に報告し指示を受けること。

(6)就業

服務は迅速丁寧に行い、制服・名札を着用すること。

作業員の氏名・履歴を明らかにし、委託者に報告すること。

(7)秘密の保持

作業中に知り得た秘密は、一切漏らしてはならない。

（裏面に続く）

(8)その他

この仕様書に定めのない事項については、法令・社会通念を尊重し、その都度協議決定する。

７．業務内容

・各学校、幼稚園における空調のフィルター清掃を行うこと。

例）①水洗いによる清掃（汚れの少ない箇所は掃除機による吸い取り等）

②吹出口、本体カバーの拭き掃除

・各空調機器に業務完了を証明する清掃済証の貼り付けを行うこと。

・業務終了後、以下の資料を製本のうえ、市教育委員会 教育総務課に提出すること。この時、電子データについても提出すること。

① 作業時の写真（清掃前、清掃中、清掃後）

② 6(4)により更新した空調機器の一覧表（品番、年式、製造メーカー、能力、圧縮機定格出力などを記載したもの。）